



2018. 4. 11

## 「被災時約定弁済免除特約付融資」の取扱を開始

静岡銀行（頭取 柴田 久）では、静岡県内の中小企業等が大規模地震等に被災した際、事業の継続・復旧を支援することを目的に「被災時約定弁済免除特約付融資」の取り扱いを開始しましたので、その概要をご案内します。

1. 取扱開始日           4月11日（水）

2. 商 品 名           被災時約定弁済免除特約付融資

### 3. 導入の背景

○静岡県は、南海トラフ巨大地震の被害想定地域のなかで被害の大きい都道府県とされており、従来から高い防災意識が醸成されてきた地域です。

○しかし、大規模地震等の発生時には、不測の事態も予想されます。静岡銀行では、被災時における地域企業の事業継続・復旧を目的に、本商品の取り扱いを開始するものです。

### 4. 商品の特徴

○本商品は、お客さまがあらかじめ指定された事業用の建物が地震や噴火などにより被災し、事業の継続が困難となった場合に、約定弁済の一部が免除される特約付の融資商品です。

○これにより、被災時におけるお客さまの資金繰りの安定化を図り、事業継続や復旧を支援します。

○お客さまが指定される建物には、築年数、耐震等級などの制限はありません。

また、事業に使用されている建物であれば、自社の所有物件に限らず賃貸物件でも指定可能です。

### 5. 商品概要

（1）対象者／静岡県内の中小企業、個人事業主

（2）資金使途／運転資金、設備資金

（3）融資金額／5百万円以上

（4）融資形態／証書貸付

（5）融資期間／5年

（6）返済方法／元金均等返済

（7）融資利率／静岡銀行所定の金利